

品川区地域振興基金活用推進会議設置要綱

制定	平成21年	6月	1日	区長決定	要綱第434号
改正	平成27年	4月	1日		要綱第217号
改正	平成29年	3月	29日		要綱第45号
改正	平成30年	4月	1日		要綱第38号
改正	平成30年	11月	28日		要綱第207号
改正	平成31年	4月	1日		要綱第78号
改正	令和5年	4月	1日		要綱第83号

(設置)

第1条 品川区地域振興基金を活用した事業の実施にあたり、公平かつ公正に審査するため、品川区地域振興基金活用推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 推進会議は、品川区地域振興基金を活用した区民活動助成金交付要綱（平成21年品川区要綱第433号。以下「区民活動助成金交付要綱」という。）に基づき、申請のあった事業の選定基準を策定するとともに、当該事業の内容等について審査する。

(組織)

第3条 推進会議は、委員8名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験委員 1名
- (2) 有識者委員 2名
- (3) 公募委員 2名
- (4) 区職員 3名

2 委員の任期は、委嘱の日から、翌年度の3月末までの期間とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、学識経験委員をもってあてる。

3 委員長は、会務を処理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、有識者委員の中から互選し、委員長を補佐し、委員

長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、委員長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 推進会議は、必要に応じて関係職員の出席および審査に必要な資料の作成、提出を求めることができる。

(選定基準および審査)

第7条 選定基準は、区民活動助成金交付要綱の規定を勘案し、推進会議が別途定める。

2 審査にあたっては、地域振興基金の活用にあつさわしい事業の選定を行う。

3 推進会議は、審査の結果を区長に報告する。

(その他)

第8条 委員の関係する団体から事業の提案があつた場合は、当該委員は当該団体の提案した事業の審査から除外する。

(委任)

第9条 本実施要綱に定めのない事項については、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。